

號四十六百令敕

東京

大日本法律研究會編纂


本會編纂

改註新刑法審例
附 警察犯處罰令
民事貸借顧問

明治四十二年十月一日施行

257

686



警察犯處罰令講義筆記大要

本令處罰に關する正文は此書の上欄に掲載はしてあります
が正文の解了難い條や是非共注意しなければならんケ條
だけを極々通俗に判明易く講義したのを筆記たのであるか
ら全文全部は上欄を見玉へ

第一條左の各號の一に該當する者は三十日以

下の拘留に處す(是は讀て字の如り)

淫賣 媒合容止と言ふから宿をしたものや手引をした者は三十日以下拘留であります

惡職妨害

是は他人の商賣を邪魔をしたりいだづらわる
事を爲る者は第二條の五號に當る犯罪で三十
日以下の拘留か左もくば三十圓以下の罰金を申渡される
死屍死胎 人の死骸だの嬰兒の流れたもの(即ち流產)や
の軒先や又は自分の地所中に居たりあつたりしたらば早速警察
官に届出でないて置いたり死骸を他側へ片付けたりと第二
條十號の犯罪で是又三十日以下の拘留か又は三十圓以下の罰金
であります

泥醉

横臥る者は是又第二條十一號の犯罪で前の罰と同じで
あります

水火災

火事場だの水害地へ駆づき廻り又は驅いだり往來中へ
入禁止の繩張をした場合に居たりあつたりしたならば早速警察
官に届出でないて置いたり死骸を他側へ片付けたりと第二
條十號の犯罪で是又三十日以下の拘留か又は三十圓以下の罰金
であります

勞役者

例之べ主人だからとて無暗に勞役者の自由を束縛
したり又は打ち擲きをする者は第三條の十五號に該當
犯罪で二十圓以下の科料金に處せられます

牛馬

他の動物例合人間でないからと言ふて青筋の取扱を
したり又は打ち擲きをする者は第三條の十五號に該當
犯罪で二十圓以下の科料金に處せられます

飲食

物に覆蓋をせずと店頭へ陳列べたり一品で賣るべき品
に種々の混交物をして賣る者は前者は第三條九號の犯
罪で二十圓以内の科料で済むが後者は第二條三十五號の犯罪で
三十日以下の拘留軽くとも三十圓以下の罰金であります

尾行

例令夜間だからとて醫者だの産婆が招きに應じないと
横着をきめて往かないと第三條七號の犯罪で罰は前のケ條と同
じであります

尿放

街路で小便をたれたり又は小供などに小便や糞をさせ
たりすると第三條三號の犯罪で是又二十圓以下の科料
金に處せられると三十圓以内の罰金でありますから女の跡尻を無暗に追
隨してはなりません

袒褐裸往

人の目に觸れる場所ではだぬぎ又は裸體にな
つたり臀尻を巻り太股を露はして歩行者は第
三條二號の犯罪で二十圓以下の科料で済むが後者は第二條三十五號の犯
罪で二十圓以内の科料で済むが後者は第二條三十五號の犯罪で
三十日以下の拘留軽くとも三十圓以下の罰金であります

拘留

故もないのに人の跡をつけたり人の前に立はだから人
に迷惑を掛る者は第二條卅一號の犯罪で三十日以下の拘留又
は三十圓以下の科料で済むが後者は第二條三十五號の犯罪で
三十日以下の拘留軽くとも三十圓以下の罰金であります

貼札

又は妊娠産婦の宅から來診を申込まれて故もないのに
貼紙と雖もはりつけたり人の漂札招牌等を汚したり又
は賣家貸家の札を汚損し又は剥去する者は第三條十五號の犯罪で是
又二十圓以下の科料で済むが後者は第二條三十五號の犯罪で是
又二十圓以下の科料で済むが後者は第二條三十五號の犯罪で是

病者

又は妊娠産婦の宅から來診を申込まれて故もないのに
例令夜間だからとて醫者だの産婆が招きに應じないと
横着をきめて往かないと第三條七號の犯罪で罰は前のケ條と同
じであります

教唆

又は他人の家の嫌だのはめ等へ廣告紙やはり等の
に教唆たり手傳をしたりする者を罰するので例令此四條に
該當しても其情實が道理とか又は可哀想であれば罪は許さ
れるのです

第四條

本令に規定したる違反行爲を教唆し又
は帮助したる者は各本條に照し之を罰す

但し情狀に依り其刑を免除する事を得
此終いのケ條は別段六ヶ敷い處はない單此規則を犯すよう
に教唆たり手傳をしたりする者を罰するので例令此四條に
該當しても其情實が道理とか又は可哀想であれば罪は許さ
れるのです

新 刑 法 實 例

1

正 新 刑 法 實 例 改 第一編 總 則

○警察犯處罰令
第一條 左ノ各號ノ
一二該當スル者ハ
三十日以下ノ拘留
三處ス

若ハ看守セサル邸宅建造物及船舶内ニ潜伏シタル者	第一條 本法ハ何人ヲ問ハス帝國內ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ之ヲ適用ス帝國ニ在ル帝國船舶内ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付キ亦同シ
二 密賣姦ヲ爲シ又ハ其ノ媒合若ハ容止ヲ爲シタル者	一 第七十三條乃至第七十六條ノ罪
三 一定ノ住所又ハ生業ナクシテ諸方ニ徘徊スル者	二 第七十七條乃至第七十九條ノ罪
	三 第八十一條乃至第八十九條ノ罪
	四 第百四十八條ノ罪及ヒ其未遂罪
	五 第百五十四條第百五十五條第百五十七條及ヒ第百五十八條ノ

新 刑 法 實 例

2

第二十二章 猥褻、姦淫及ヒ重婚ノ罪	五一	土地ニ關スル申請書式
第二十三章 賭博及ヒ富籤ニ關スル罪	五三	上欄目錄
二十四章 禮拜所及ヒ墳墓ニ關スル罪五四	五四	④警察犯處罰例 全部
二十五章 濟職ノ罪	五五	④民事貸借顧問
二十六章 殺人ノ罪	五六	
二十七章 傷害ノ罪	五七	
二十八章 過失傷害ノ罪	五八	
二十九章 遺棄ノ罪	五九	●貳圓七拾錢て七年の懲役
三十章 隘胎ノ罪	六〇	●左眼を潰し右腕を折つた裁判
卅一章 逮捕及ヒ監禁ノ罪	六一	●賭博て三年六ヶ月の懲役
卅二章 勞迫ノ罪	六二	外數件
卅三章 罷取及ヒ誘拐ノ罪	六三	
卅四章 名譽ニ關スル罪	六四	
卅五章 信用及ヒ業務ニ對スル罪	六五	
卅六章 竊盜及ヒ強盜ノ罪	六六	
卅七章 詐欺及ヒ恐喝ノ罪	六七	
卅八章 權領ノ罪	六八	
卅九章 犯物ニ關スル罪	六九	
四十章 犯棄及ヒ隠匿ノ罪	七〇	

判決例概要談 上ノ欄

- 貳圓七拾錢て七年の懲役
- 左眼を潰し右腕を折つた裁判
- 賭博て三年六ヶ月の懲役

新刑法實例

2

罪

四 故ナク面會ヲ強請シ又ハ強談威迫

ノ行爲ヲ爲シタル者

第二條 左ノ各號ノ

一一該當スル者ハ

三十日以下ノ拘留

又ハ卅圓以下ノ科料ニ處ス

一 合力喜捨ヲ強請

シ又ハ強テ物品ノ

購買ヲ求メタル者

二 乞丐ヲ爲シ又ハ

爲サシメタル者

三 濫ニ寄附ヲ強請

シ又ハ收利ノ目的ヲ以テ強テ物品入

場券等ヲ配付シタ

ル者

四 入札ノ妨害ヲ爲

シ又ハ共同入札ヲ

強請シ若ハ落札人ニ對シ其ノ事業又

ハ利益ノ分配若ハ

金品ヲ強請シタル者

五 他人ノ業務ニ對シ惡戲又ハ妨害ヲ

六 新聞紙雜誌其他

六 第百六十二條及第百六十三條ノ罪

七 第百六十四條乃至第百六十六條ノ罪及ヒ第百六十四條第二項
第一百六十五條第二項、第一百六十六條第二項ノ未遂罪

第三條 本法ハ帝國外ニ於テ左ニ記載シタル罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同

之ヲ適用ス

一 第百八條第百九條第一項ノ罪、第百八條第百九條第一項ノ例

二 依リ處斷ス可キ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪

三 第百五十九條乃至第百六十條ノ罪

四 第百六十七條ノ罪及ヒ同條第二項ノ未遂罪

五 第百七十六條乃至第百七十九條、第百八十一條及ヒ第八十四

條ノ罪

六 第百九十九條、第二百一條ノ罪及ヒ其未遂罪

七 第二百四條及ヒ第二百五條ノ罪

3

イヨクダライ
帝國外ニ於テ帝國臣民ニ對シ前項ノ罪ヲ犯シタル外國人ニ付キ亦同

員ニ之ヲ適用ス

新刑法實例

4

ノ方法ヲ以テ誇大
又ハ虛偽ノ廣告ヲ
爲シ不正ノ利ヲ圖
リタル者

七 新聞紙雜誌其他
ノ出版物ノ購賣又
ハ廣告掲載ニ付強
テ其ノ申込ヲ求メ
タル者

八 申込ナキ新聞紙
雜誌其ノ他ノ代版
物ヲ配附シ又ハ申
込ナキ廣告ヲ爲シ
其ノ代料ヲ請求シ
タル者

第七條 本法ニ於テ公務員ト稱スルハ官吏、公吏、法令ニ依リ公務ニ
從事スル議員、委員其ノ他職員ヲ謂フ
公務所ト稱スルハ公務員ノ職務ヲ行フ所ヲ謂フ

第八條 本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定ヌタルモノニ亦之ヲ適用
ス

但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限リニ在ラス

第二章 刑

九 祭事祝儀又ハ其
ノ行列ニ對シ惡戯
又ハ妨害ヲ爲シタ
ル者

十 自己占有場所内
ニ老幼不具又ハ疾
病ノ爲扶助ヲ要ス
ル者若ハ人ノ死屍
死胎アルヲ知リ
テ速ニ警察官吏ニ
申告セサル者前項
ノ死屍死胎ニ對シ
警察官吏ノ指揮ナ
キニ其ノ現場ヲ變
更シタル者

第十條 主刑ノ輕重ハ前條記載ノ順序ニ依ル但無期禁錮ト有期懲役ト
ハ禁錮ヲ以テ重シトシ有期禁錮ノ長期有期懲役ノ長期ノ二倍ヲ越エ
ルトキハ禁錮ヲ以テ重シトス

第九條 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及ヒ科料ヲ主刑トシ沒收ヲ附
加刑トス
同種ノ刑ハ長期ノ長キモノ又ハ多額ノ多キモノヲ以テ重シトス長期
又ハ多額ノ同シキモノハ其短期ノ長キモノ又ハ寡額ノ多キモノヲ以

二個以上ノ死刑又ハ長期若クハ多額及ヒ短期若クハ寡額ノ同シキ同
種ノ刑ハ犯情ニ依リ其輕重ヲ定ム

第十一條 死刑ハ監獄内ニ於テ絞首シテ之ヲ執行ス
死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ其執行ニ至ルマテ之ヲ監獄ニ拘置ス

第十二條 懲役ハ無期及ヒ有期トシ有期懲役ハ一月以上十五年以下ト

5

新刑法實例

6

- 十一 公衆ノ自由ニ
交通シ得ル場所ニ
於テ喧嘩シ横臥シ
又ハ泥酔シテ徘徊
シタル者

- 十二 公衆ノ自由ニ
交通シ得ル場所ニ
於テ溫ニ車馬舟筏
其ノ他ノ物件ヲ置
キ又ハ交通ノ妨害
ト爲ルヘキ行爲ヲ

- 十三 公衆ノ自由ニ
交通シ得ル場所ニ
爲シタル者

- 於テ危険ノ虞アル

ス懲役ハ監獄ニ拘置シ定役ニ服ス

- 第十三條 禁錮ハ無期及ヒ有期トシ有期禁錮ハ一月以上十五年以下ト
ス禁錮ハ監獄ニ拘置ス

- 第十四條 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ加重スル場合ニ於テハ二十年ニ至ル
コトヲ得之ヲ減輕スル場合ニ於テハ一月以下ニ降スコトヲ得

- 第十五條 罰金ハ二拾圓以上トス但之ヲ減輕スル場合ニ於テハ二拾圓
以下ニ降スコトヲ得

- 第十六條 拘留ハ一日以上三十日未満トシ拘留場ニ拘置ス

- 第十七條 科料ハ拾錢以上貳拾圓未満トス

- 第十八條 罰金ヲ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上一年以下ノ期間
之ヲ勞役場ニ留置ス

- 科料ハ完納スルコト能ハサル者ハ一日以上三十日以下ノ期間之ヲ勞
役場ニ留置ス

- 罰金又ハ科料ノ言渡ヲ爲ストキハ其言渡ト共ニ罰金又ハ科料ヲ完納

- スルコト能ハサル場合ニ於ケル留置ノ期間ヲ定メ之ヲ言渡ス可シ

- 罰金ニ付テハ裁判確定後三十日内科料ニ付テハ裁判確定後十日内本
人ノ承諾アルニ非サレハ留置ノ執行ヲ爲スコトヲ得ス

- 罰金又ハ科料ノ言渡ヲ受ケタル者其幾分ヲ納ムルトキハ罰金又ハ科
料ノ全額ト留置日數トノ割合ニ從ヒ其金額ニ相當スル日數ヲ控除シ

- テ之ヲ留置ス

- 留置期間内罰金又ハ科料ヲ納ムルトキハ前項ノ割合ヲ以テ殘日數ニ
充ツ

- 第十九條 左ニ記載シタル物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

- 混雜ヲ増スノ行爲
ヲ爲シタル者

- 十六 人ヲ詫惑セシ
ムヘキ流言浮説又
ハ虛報ヲ爲シタル
者

- 第二十條 拘留又ハ科料ノミニ該ル罪ニ付テハ特別ノ規定アルニ非サ

7

新 刑 法 實 例

十七 妄ニ吉凶禍福
ヲ説キ又ハ祈禱符
呪ヲ爲シ若ハ守札
類ヲ授與シテ人ヲ

感ハシタル者

十八 病者ニ對シ禁

厭祈禱符呪等ヲ爲

シ又ハ神符神水等

ヲ與ヘ醫療ヲ妨ケ

タル者

十九 濫ニ催眠術ヲ

施シタル者

二十 官職位記勳爵

學位ヲ詐リ又ハ法

令ノ定ムル服飾職

レハ没收ヲ科スルコトヲ得ス但前條第一項第一號ニ記載シタル物ノ
没收ハ此ノ限りニ在ラス

第二十一條 未決拘留ノ日數ハ其全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコト
ヲ得

第三章 時間計算

第二十二條 ^{*カン}期間ヲ定ムルニ月又ハ年ヲ以テシタルトキハ曆ニ從ヒテ

拘禁セラレナル日數ハ裁判確定後ト雖モ刑期ニ算入セス

第二十四條 受刑ノ初日ハ時間ヲ論セス全一日トシテ之ヲ計算ス時效

期間ノ初日亦同シ

放免ノ刑期終了ノ翌日ニ於テ之ヲ行フ

第四章 刑ノ執行猶豫

第二十五條 左ニ記載シタル者二年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ言渡ヲ受

ケタルトキハ情狀ニ因リ裁判確定ノ日ヨリ一年以上五年以下ノ期間

内其執行ヲ猶豫スルコトヲ得

一 前ニ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトナキ者

二 前條禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコトアルモ其執行ヲ終リ又

ハ其執行ノ免除ヲ得タル日ヨリ七年以内ニ禁錮以上ノ刑ニ處セ

ラレタルコトナキ者

第二十六條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消

シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルコト終矣シタルトキ

三 前條第二號ニ記載シタル者ヲ除ク外猶豫ノ言渡前他ノ罪ニ付

ニ猶豫ノ言渡前ニ犯シタル他ノ罪ニ付キ禁錮以上ノ刑ニ處セラ

レタルトキ

一 猶豫ノ期間内更ニ罪ヲ犯シ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ

シ又ハ其使用ヲ妨

ケ若ハ其ノ水路ニ

供スル淨水ヲ汚穢

シ又ハ其使用ヲ妨

ケ若ハ其ノ水路ニ

障礙ヲ爲シタル者

二十三 河川溝渠又

ハ下水路ノ流通ヲ

第二十七條 刑ノ執行猶豫ノ言渡ヲ取消サル、コトナクシテ猶豫ノ期

新 刑 法 實 例

章ヲ借用シ若ハ之
ニ類似ノモノヲ使
用シタル者

二十一 官公署ニ對
シ不實ノ申述ヲ爲
シ又ハ其ノ義務ア
ル者ニシテ故ナク

申述ヲ肯セサル者

二十二 人ノ飲用ニ
スヘン

二十三 河川溝渠又

ハ下水路ノ流通ヲ

新刑法實例

10

妨クヘキ行爲ヲ爲
シタル者

二十四 自己又ハ他
人ノ身體ニ刺文シ
タル者

二十五 出入ヲ禁止
シタル場所ニ溢ニ
出入シタル者

二十六 官公署ノ榜
示シ若ハ官公署ノ
指揮ニ依リ榜示セ
ル禁條ヲ犯シ又ハ
其ノ設置ニ係ル榜
標ヲ汚濁シ若ハ撤
去シタル者

二十七 水火災其ノ
他ノ事變ニ際シ制
止ヲ肯セスシテ其
ノ現場ニ立入り若
ハ其場所ヨリ退去
セス又ハ官吏ヨリ
援助ノ求ヲ受ケタ
ルニ拘ラス傍観シ
テ之ニ應セサル者

二十八 濫ニ他人ノ
標燈又ハ社寺道路
公園其ノ他ノ公衆
用ノ常燈ヲ消シタ
ル者

二十九 他人ノ田野

第五章 假出獄

第二十八條 懲役又ハ禁錮ニ處セラレタル者改悛ノ狀アルトキハ有期
刑ニ付テハ其刑期三分ノ一無期刑ニ付テハ十年ヲ經過シタル後行政
官廳ノ處分ヲ以テ假ニ出獄ヲ許スコトヲ得

第二十九條 左ニ記載シタル場合ニ於テハ假出獄ノ處分ヲ取消スコト
ヲ得

第三十條 拘留ニ處セラレタル者ニシテ其
ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得

三 假出獄前他ノ罪ニ付罰金以上ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ其
刑ノ執行ヲ爲ス可キトキ

四 假出獄取締規則ニ違背シタルトキ
假出獄ノ處分ヲ取消シタルトキハ出獄中ノ日數ハ刑期ニ算入セス

第六章 時效

第三十一條 刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ時效ニ因リ何時ニテモ行政官廳
ノ處分ヲ以テ假ニ出場ヲ許スコトヲ得

第三十二條 時效ハ刑ノ言渡確定シタル後左ノ期間内其執行ヲ受ケテ
ルニ因リ完成ス

一 死刑ハ三十年
二 無期ノ懲役又ハ禁錮ハ二十年
三 有期ノ懲役又ハ禁錮ハ十年以上ハ十五年、三年以上ハ十年、
三年未滿ハ五年

四 罰金ハ三年
五 拘留、科料及ヒ沒收ハ一年

新刑法實例

11

新刑法實例

12

園園ニ於テ菜菓ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者第三十三條 時效ハ法令ニ依リ執行ヲ猶豫シ又ハ之ヲ停止シタル期間内ハ進行セス

三十 使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者

第三十四條 時效ハ刑ノ執行ニ付キ犯人ヲ逮捕シタルニ因リ之ヲ中断ス

第七章 犯罪ノ不成立

及ヒ刑ノ減免

第三十五條 法令又ハ正常ノ業務ニ因リ爲シタル行爲ハ之ヲ罰セス

第三十六條 急迫不正ノ侵害ニ對シ自己又ハ他人ノ権利ヲ放棄スル爲追隨シタル者メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ之ヲ罰セス

第三十七條 自己又ハ他人ノ生命、身體、自由若クハ財産ニ對スル現

在ノ危難ヲ避クル爲メ已ムコトヲ得サルニ出テタル行爲ハ其行爲ヨトヲ得

及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ拋澆シ

第三十八條 罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十九條 前項ノ規定ハ業務上特別ノ業務アル者ニハ之ヲ適用セス

第四十條 痞啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

第四十一條 心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減

輕ス

又ハ放射シタル者リ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限リ之ヲ

第三十三 神祠佛堂禮物ヲ汚濁シタル者罰セス但其程度ヲ超エタル行爲ハ情狀ニ因リ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

拜所墓所碑表形像其ノ他之ニ類スル

リ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限リ之ヲ

第三十四 人ノ死屍又ル場合ハ此限ニ在ラス

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第三十五 不熟ノ果物ハ死胎ヲ隠匿シ又ハ他物ニ紛ハシク

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

三十六 不熟ノ果物腐敗ノ肉類其他健

康ヲ害スヘキ飲食

三十七 濫ニ他人ノシタル者

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第四十條 痞啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第四十一條 十四歳ニ滿タル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減

輕ス

13

新刑法實例

13

園園ニ於テ菜菓ヲ採摘シ又ハ花卉ヲ採折シタル者三十使用者ニシテ勞役者ニ對シ故ナク其自由ヲ妨ケ又ハ苛酷ノ取扱ヲ爲シタル者

及ホスヘキ場所ニ對シ物件ヲ拋澆シ

又ハ放射シタル者リ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限リ之ヲ

第三十三 神祠佛堂禮物ヲ汚濁シタル者

拜所墓所碑表形像其ノ他之ニ類スル

リ生シタル害其避ケントシタル害ノ程度ヲ超エサル場合ニ限リ之ヲ

第三十四 人ノ死屍又ル場合ハ此限ニ在ラス

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第三十五 不熟ノ果物ハ死胎ヲ隠匿シ又ハ他物ニ紛ハシク

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

三十六 不熟ノ果物腐敗ノ肉類其他健

康ヲ害スヘキ飲食

三十七 濫ニ他人ノシタル者

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第四十條 痞啞者ノ行爲ハ之ヲ罰セス又ハ其刑ヲ減輕ス

心神喪失者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

第四十一條 十四歳ニ滿タル者ノ行爲ハ之ヲ罰セス

リ其刑ヲ減輕スルコトヲ得

第四十二條 罪ヲ犯シ未タ官ニ發覺セサル前自首シタル者ハ其刑ヲ減

輕ス

新刑罰實例

15

ヲ玩ヒタル者　ハ此限ニ在ラス

五　家屋其ノ他，建二個以上ノ罰金ハ各罪ニ付キ定メタル罰金ノ合算額以下ニ於テ處断造物若ハ引火シ易ス

キ物ノ近傍又ハ山　第四十九條　併合罪中重キ罪ニ没收ナシト雖モ他ノ罪ニ没收アルトキ野ニ於テ濫ニ火ヲ　ハ之ヲ附加^{フカ}スルコトヲ得

焚ク者　二個以上ノ沒收ハ之ヲ併科ス

六　石灰其ノ他自然第五十條　併合罪中既ニ裁判ヲ經タル罪ト未タ裁判ヲ經サル罪トアル

ノ他醜態ヲ爲シタ
セス但沒收ハ此限ニ在ラス
ル者
三 街路ニ於テ屎尿
其一罪ニ付キ無期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キトキ亦他ノ刑ヲ科セス
但罰金、科料及ヒ沒收ハ此限ニ在ラス
第四十七條 併合罪中二個以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス可キ罪アルトキハ其最重キ罪ニ付キ定メタル刑ノ長期ニ其半數ヲ加ヘタル
メタル者
四 濫ニ統砲ノ發射
ヲ爲シ又ハ火薬其ノニ超ユルコトヲ得ス
ノ他剴發スヘキ物
第四十八條 罰金ト他ノ刑トヘ之ヲ併科ス但第四十六條第一項ノ場合

用ヲ露シ其ノ他一第四十六條 供合罪中某一事之行爲死刑ニ處不可。一五十九條ノ刑三種

ヘキ場所ニ於テ祖
裁判アリタルトキハ所公其罪ト其裁定確定前ニ犯シタル罪トヲ併合
裸裸程シ又ハ醫部 罪トス

保存ヲ爲シタル者
公衆ノ目ニ觸ル
第四十五條 確定裁判ヲ經サル數罪ヲ併合罪トシ若シ或罪ニ付キ確定

ノ死屍又ハ死胎ヲ
第四十四條 未遂罪ヲ罰スル場合ハ各本條ニ於テ之ヲ定ム

ニ處ス
許可ナクシテ人
ス
トヲ得但自己ノ意思ニ因リ之ヲ止メタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除

第一回
二十一
二十回以下ノ科料
第四十三條 犯罪ノ實行ニ着手シ之ヲ遂ケサル者ハ其刑ヲ減輕スルコ
一一該當スル者ハ
禁
八
草
未遂犯

第三條 左ノ各號ノ
其ノ他ノ獸類ヲ解
放シタル者
告訴ヲ特テ論ス可キ者ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同
シ

繫キタル舟筏牛馬
輕スルコトヲ得

例 實 法 刑 亂

14

第三回
八
未遂罪

軽スルコトヲ得

緊キタル舟筏牛馬

輕スルコトヲ得
告訴ヲ待テ論ス可キ者ニ付キ告訴權ヲ有スル者ニ首服シタル者亦同

新 刑 法 實 例

發火ノ虞アル物ノ
トキハ更ニ裁判ヲ經サル罪ニ付キ處斷ス

取扱ヲ忽ニシタル
第五十一條 併合罪ニ付キ二個以上ノ裁判アリタルトキハ其刑ヲ併セ

者
七 開業ノ醫師産婆
故ナク病者又ハ妊娠
婦產婦ノ招キニ應

セサル者
八 故ナク官公署ノ
召喚ニ應セサル者

九 炮煮洗滌剥皮等
ヲ要セス其ノ儘食
用ニ供スヘキ飲食
物ニ覆蓋ヲ設ケス

店頭ニ陳列シタル
者

第五十二條 併合罪ニ付キ處斷セラレタル者或罪ニ付キ大赦ヲ受ケタ

ル場合ニ於テハ特ニ大赦ヲ受サル罪ニ付キ刑ヲ定ム

第五十三條 拘留又ハ科料ト他ノ刑トハ之ヲ併科ス但第四十六條ノ場

合ハ此限ニ在ラス
二個以上ノ拘留又ハ科料ハ之ヲ併科ス

第五十四條 一個ノ行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルトキハ其最重キ刑ヲ以テ

ハ結果タル行爲ニシテ他ノ罪名ニ觸ルトキハ其最重キ刑ヲ以テ
處斷ス
第五十九條 第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用ス

第十章 累犯

第五十五條 連續シタル數個ノ行爲ニシテ同一ノ罪名ニ觸ルトキハ
一罪トシテ之ヲ處斷ス

第五十六條 懲役ニ處セラレタル者其執行ヲ終リ又ハ執行ノ免除アリ
タル日ヨリ五年内ニ更ニ罪ヲ犯シ有期懲役ニ處ス可キトキハ之ヲ再犯トス

十 濫ニ禽獸ノ死屍
又ハ汚穢物ヲ棄擲
シ又ハ之レカ取除
ノ義務ヲ怠リタル
者
十一 監置ニ係ル精神
病患者ノ監護ヲ怠
リ屋外ニ徘徊セシ
メタル者
十二 濫ニ犬其ノ他
ノ獸類ヲ嗾シ又ハ
驚逸セシメタル者
十三 狂犬猛獸等ノ
繫鎖ヲ逸走セシメ
タル者

併合罪ニ付キ處斷セラレタル者其併合罪中懲役ニ處ス可キ罪アリタルキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニルトキハ其罪最重ノモノニ非スト雖モ再犯例ノ適用ニ付テハ懲役ニ

新 刑 法 實 例

新 刑 法 實 例

19

ルヘキ場所ニ於テ
牛馬其ノ他ノ動物
ヲ虐待シタル者
十五 濫ニ他人ノ家
屋其ノ他ノ工作物
ヲ汚濁シ若ハ之ニ
貼紙ヲ爲シ又ハ他
人ノ標札招牌宣貸
家札其ノ他標榜ノ
類ヲ汚濁シ若ハ撤
去シタル者

十六 橋梁又ハ堤防
ヲ損壊スルノ虞ア
ル場所ニ舟筏ヲ繫
奉入レタル者

第四條 本令ニ規定
シタル違反行為ヲ

教唆シ又ハ幫助シ
タル者ハ各本條ニ
照シ之ヲ罰ス但シ
情狀ニ依リ其ノ刑
ヲ免除スルコトヲ

附 則

本令ハ明治四十一年
ハ左ノ例ニ依ル

第十二章 酬量減輕

新 刑 法 實 例

十四 公衆ノ目ニ觸

ス

ルヘキ場所ニ於テ
牛馬其ノ他ノ動物
ヲ虐待シタル者
十五 濫ニ他人ノ家
屋其ノ他ノ工作物
ヲ汚濁シ若ハ之ニ
貼紙ヲ爲シ又ハ他
人ノ標札招牌宣貸
家札其ノ他標榜ノ
類ヲ汚濁シ若ハ撤
去シタル者

第六十條 二人以上共同シテ犯罪ヲ實行シタル者ハ皆正犯トス
第六十一條 人ヲ教唆シテ犯罪ヲ實行セシメタル者ハ正犯ニ準ス
教唆者ヲ教唆シタル者亦同シ

第六十二條 正犯ヲ帮助シタル者ハ從犯トス
從犯ヲ教唆シタル者ハ從犯ニ準ス
第六十三條 從犯ノ刑ハ正犯ノ刑ニ照シテ減輕ス
第六十四條 拘留又ハ科料ノミニ處ス可キ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別

第十一章 共犯

タル者
十七 通路ナキ他人
ノ田圃ヲ通行シ又
ハ此ニ牛馬諸車ヲ
奉入レタル者
ノ規定アルニ非サレハ之ヲ罰セス
第六十五條 犯人ノ身分ニ因リ構成ス可キ犯罪行為ニ加功シタルトキ
ハ其身分ナキ行ト雖モ仍ホ共犯トス
身分ニ因リ特ニ刑ノ輕重アルトキハ其身分ナキ者ニハ通常ノ刑ヲ科
ス

第六十六條 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノハ酌量シテ其刑ヲ減輕スル
コトヲ得

第六十七條 法律ニ依リ刑ヲ加重又ハ減輕スル場合ト雖モ仍ホ酌量減
輕ヲ爲スコトヲ得

18

十五 公衆ノ目ニ觸

ス

ルヘキ場所ニ於テ
牛馬其ノ他ノ動物
ヲ虐待シタル者
十五 濫ニ他人ノ家
屋其ノ他ノ工作物
ヲ汚濁シ若ハ之ニ
貼紙ヲ爲シ又ハ他
人ノ標札招牌宣貸
家札其ノ他標榜ノ
類ヲ汚濁シ若ハ撤
去シタル者

第五十八條 裁判確定後再犯者タルコドヲ發見シタルトキハ前條ノ規
定ニ從ヒ加重ス可キ刑ヲ定ム
懲役ノ執行ヲ終リタル後又其執行ノ免除アリタル後發見セラレタ
ル者ニ付キ前項ノ規定ヲ適用セス
第五十九條 三犯以上ノ者ト雖モ仍ホ再犯ノ例ニ同シ

新刑法實例

20

十月一日ヨリ之ヲ施行ス

○新法實例

▲浮かり冗談するな
舊刑法では十二歳に満たぬ男女に對して猥褻な事をすると一年以下の重禁錮に附加する位の罪であつたが改正刑法は却くそんな手ぬるい事でなく男女に係はらず十三歳に満たぬ男女に對し猥褻な事を或

一 死刑ヲ減輕ス可キトキハ無期又ハ十年以上ノ懲役若クハ禁錮

トス

二 無期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ七年以上ノ有期ノ懲役又ハ禁錮トス

減ス

三 有期ノ懲役又ハ禁錮ヲ減輕ス可キトキハ其刑期ノ二分ノ一ヲ罰金ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

四 罰金ヲ減輕ス可キトキハ其金額ノ三分ノ一ヲ減ス

五 拘留ヲ減輕ス可キトキハ其長期ノ二分ノ一ヲ減ス

六 科料ヲ減輕ス可キトキハ其多額ノ二分ノ一ヲ減ス

第七十條 懲役禁錮又ハ拘留ヲ減輕スルニ因リ一日ニ満タサル時間ヲ剩ストキハ之ヲ除棄ス

第七十一條 同時ニ刑ヲ加重減輕ス可キトキ亦第六十八條及ヒ前條ノ例ニ依ル

- 一 再犯加重
- 二 法律上ノ減輕
- 三 駢合罪ノ加重
- 四 酗量減輕

第二編 罪

第一章 犯罪

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第七十四條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ死刑ニ處ス

神宮又ハ皇陵ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者亦同シ

新刑法實例

21

は猥褻な感念を發動せしめて七年以下の懲役になる去れば今月からは十三歳以下の子供に浮かみ冗談も出來ない若し一步を進めて十三歳に満たぬ婦女を姦淫したら強姦罪となる三十歳以上の婦女でも暴行強迫で姦淫すれば勿論強姦であるが此時は二年から十五年迄の懲役に遭られる但し改正刑法も此

第二編 罪

第一章 犯罪

第七十三條 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

新刑法實例

23

判所は取扱ふ畢にしこれ而して此未遂罪は罰するが之れ等は何れも人の名譽に關するから被害者から告訴するのを待つて裁

たず當然無期懲役又は三年以上の懲役に處せられる
▲喧嘩好きな人は氣は用心改正刑法は喧嘩好きな人に是の毒な程刑が重くなつた裁判官の見込次第で之は喧嘩好きなと思へば他人の体を傷害した丈で十年以

第二章 外患ニ關ル罪

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス但前項第三號ニ記載シタル者ハ此限ニ在ス
第七十九條 兵器、金穀ヲ賣給シ又ハ其他ノ行為ヲ以テ前二條ノ罪ヲ幫助シタル者ハ七年以下ノ禁錮ニ處ス
第八十條 前二條ノ罪ヲ犯ス上雖モ未タ暴動ニ至ラサル前自首シタル者ハ其刑ヲ免除ス

第八十一條 外國ニ通謀シテ帝國ニ對シ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ興シテ帝國ニ抗敵シタル者ハ死刑ニ處ス

第八十二條 要塞、陣營、軍隊、艦船其他軍用ニ供スル場所又ハ建造物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑ニ處ス

兵器、彈薬其他軍用ニ供スル物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ死刑又ハ無

新刑法實例

22

場合に男兒に對する強姦と云ふものは認めないよう規定してある若し人の心神喪失又は抗拒不能に乗じて心神を喪失せしめ又は抗拒不能ならしめて猥褻の事を爲し或は姦淫すると前と同じく取扱は

第七十五條 皇族ニ對シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ處シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ無期懲役ニ處ス

第七十六條 皇族ニ對シ不敬ノ行爲アリタル者ハ二月以上四年以下ノ懲役ニ處ス

第二章 内亂ニ關スル罪

一 首魁ハ死刑又ハ無期禁錮ニ處ス

第七十七條 政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲シタル者ハ内乱ノ罪ト爲シ左ノ區別ニ從テ處断ス

上ノ禁錮ニ處シ其他諸般ノ職務ニ從事シタル者ハ一年以上十年以下ノ禁錮ニ處ス

五 附加隨行シ其他單ニ暴動ニ干與シタル者ハ三年以下ノ禁錮ニ處ス

新刑法實例

下の懲役又は五百圓以下の罰金を罰せられても仕方がない若し之が爲に傷害された者が死んだなら二年以上十五年以下の懲役に遣られる。若した者が死んだなら二十年以上二十年遣られれば二十年遣られても不公平は言へない。又被害者が加害者又は其妻の直系の血上であつたなら無期懲役にやられる場合がある。又改正刑法は右

期懲役ニ處ス

第八十三條 敵國ヲ利スルカ爲メ要塞、陣營、艦船、兵器、弾薬、汽車、電車、鐵道、電線其他軍用ニ供スル場所又ハ物ヲ損壊シ若クハ

第八十四條 帝國ノ軍用ニ供セサル兵器、弾薬其他直接ニ戰闘ノ用ニ供ス可キ物ヲ敵國ニ交付シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第八十五條 敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲シ又ハ敵國ノ間諜ヲ帮助シタルモノハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ

役ニ處ス

第八十七條 前六條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第八十八條 第八十一條乃至第八十六條ニ記載シタル以外ノ方法ヲ以テ敵國ニ軍事上ノ利益ヲ與ヘ又ハ帝國ノ軍事上ノ利益ヲ害シタル者ハ二年以上ノ有期懲

謀ヲ爲シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第四章 國交ニ關するル罪

第八十九條 本章ノ規定ハ戰時同盟國ニ對スル行為ニ亦之ヲ適用ス
の各場合に觸次馬が加害者に救援しただ

して傷害を加へずに觸次て自ら手を下りけて一年以下の懲役又は五十圓以下の罰金又は科料に處されるから今度の刑法では迂迴觸次ると飛んだ事になる。

△賭博は寛大にする。賭博犯で今少し話して置たいのは舊刑法では飲食物を賭ける者は罰せられなんだ。

第九十二條 外國ニ對シ侮辱ヲ加フル目的ヲ以テ其國ノ國旗其他ノ國章ヲ損壞^{ソンクイ}除去又ハ汚穢シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス但外國政府ノ請求ヲ待テ其罪ヲ論ス

第九十三條 外國ニ對シ私ニ戰鬪ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ

新刑法實例

新 刑 法 實 例

27

から酒とか御薬司位して樂しむ事は何と
もなかつたが併し煙草は飲食物でないか
ら之れを賭けると理窟上悪かつたものだ
處が改正刑法では此點は非常に寛大にな
うて居て一時の娛樂に供する物を掛けて
も罪にならぬとして舊刑法の餘り窮窟な
處を改めて前述の煙草位を樂しみのはチ
ヨツト懲暗しに差支へないとした、其代
り若し賭博を常習とし營業の様にする者
と苦しむ事は舊刑法よりズット重くな
つて居る又賭場を開き博徒と結合して利
を圖る連中にも其通り斯様な連中には
舊刑法の様に罰金刑の附加等はしない自由刑のみにして醜姿から成べく遠ざけし
める様にして結局賭博を常業にするもの

新 刑 法 實 例

26

から酒とか御薬司位して樂しむ事は何と
もなかつたが併し煙草は飲食物でないか
ら之れを賭けると理窟上悪かつたものだ
處が改正刑法では此點は非常に寛大にな
うて居て一時の娛樂に供する物を掛けて
も罪にならぬとして舊刑法の餘り窮窟な
處を改めて前述の煙草位を樂しみのはチ
ヨツト懲暗しに差支へないとした、其代
り若し賭博を常習とし營業の様にする者
と苦しむ事は舊刑法よりズット重くな
つて居る又賭場を開き博徒と結合して利
を圖る連中にも其通り斯様な連中には
舊刑法の様に罰金刑の附加等はしない自由刑のみにして醜姿から成べく遠ざけし
める様にして結局賭博を常業にするもの

第六章 逃走ノ罪

第九十七條 既決、未決ノ囚人逃走シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第九十八條 既決、未決ノ囚人又ハ拘引狀ノ執行ヲ受ケタル者拘禁場又ハ械具ヲ損壊シ若クハ暴行、脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第九十九條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ奪取シタル者ハ三年以上

五年以下ノ懲役ニ處ス

第一百條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ逃走セシムル目的ヲ以テ器具ヲ給與シ其他逃走ヲ容易ナラシム可キ行爲ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ目的ヲ以テ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第一百一條 法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁

新刑法實例

は金で済ませる罰金よりも此方針を執つたら之迄より世の中の爲が好かろうと思ふ斯う主旨からして改正刑法は平素正業にありながら折に觸れて賄賂をするものには舊刑法の如に自由刑を科せず千圓以下の罰金又は科料としてウンと金を巻上げて懲らす如にして結局平素は正業に居るのだから自由刑

者ヲ逃走セシメタルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
第百二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第百三條 罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ又ハ隠避セシタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下の罰金ニ處ス

第百四條 他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ逕減シ又ハ偽造、變造シ若クハ偽造、變造ノ證憑ヲ使用シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下の罰金ニ處ス

第百五條 本章ノ罪ハ犯人又ハ逃走者ノ親族ニシテ犯人又ハ逃走者ノ利益ノ爲タニ犯シタルトキハ之ヲ罰セス

第七章 犯人藏匿及ビ 證憑濫滅ノ罪

左ノ區別ニ從テ處断ス

一 首魁一年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
二 他人ヲ指揮シ又ハ他人ヲ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス
三 附加隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百七條 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルトキハ首魁ハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處シ其他ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第九章 放火及び失火ノ罪

を科して婆娘から遠ざける必要はないと言ふ意味だらう次に富錦と被質するものには裁判官の見込次第娑婆に置いて悪いと思へば二年以下の懲役にやるか又は三千圓以下の罰金に處す様にして金で苦しめる事にして舊刑法よりも遙かに重い

○民事之部
利息の制限と
は何なりや

第百九條 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セス又ハ人ノ現在セサル建造物

流車、電車、艦船若クハ鑛坑ヲ燒燃シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ

五年以上ノ懲役ニ處ス

新刑法實例

30

利息の制限と言ふは法律が特に何程と定めてあるが決果有名無質も同様だ高利貸等は如才なく既に貸借成立の當初に利子を元本として證書に記入して終ひ又は種々の手段を用ひ一割の五分だと法外の利分を貪るのは事實に現れて居ても確定の證據のない以上は致方がないが法律上定められたる制限

物船若クハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
但公共ノ危険ヲ生セサルトキハ之ヲ罰セス
第一百十條 火ヲ放テ前二項ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百十一條 第百九條第二項又ハ前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ第百八條又ハ第百九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前條第二項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第一百十二條 第百八條及ヒ第百九條第一項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
又ハ第百九條第一項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百十三條 第百八條又ハ第百九條第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除ス

と言ふのは

ルコトヲ得

第一百四條 火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隠匿又ハ損壊シ若クハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百十五條 第百九條第一項及ヒ第百十條第一項ニ記載シタル物ノ所有ニ依ルト雖モ差押ヲ受ク、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保

險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同シ

第一百十六條 火ヲ失シテ第百八條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル物又ハ他人ノ所有ニ係

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル者又ハ第百十一條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

此制限を超える分は裁判上無効である且つ其制限以外の利を既に納だとすれば元本へ組入させる事が出來る又單に證書

火ヲ失シテ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル者又ハ第百十一條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

シタル者ハ放火ノ例ニ同シ自己ノ所有ニ係ル第百九條ニ記載シタル

31

新刑法實例

新刑法實例

32

に利子何程と記入してないのは法定利率として一ヶ月五分の利子より取れぬのだ

返済期限前に

請求するの權

あらや

例之は明治四十壹年拾貳月參拾壹日返済の約束期限にて貸たる金を自己の都合上故なく其以前に請求する事は出來ぬ併し債務者が拂ふ可き利息を忘るとか又は其

物又ハ第百十一條ニ記載シタル物ヲ損壊シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者亦同シ

前項ノ行為過失ニ出テタルトキハ失火ノ例ニ同シ

第百十八條 瓦斯、電氣又ハ蒸氣ヲ漏出若クハ流出セシメ又ハ之ヲ遮断シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第十章 淹水及び水利

二 淹水スル罪

第百十九條 淹水セシメテ現ニ人ノ住屋ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車若クハ鐵坑ヲ浸害シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役ニ處ス

第一百二十條 淹水セシメテ前條ニ記載シタル以外ノ物ヲ浸害シ因テ公

共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス
浸害シタル物自己ノ所有ニ係ルトキハ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シ若クハ保險ニ付シタル場合ニ限り前項ノ例ニ依ル

第一百二十一條 水害ノ際防水用ノ物ヲ隠匿又ハ損壊若シクハ其他ノ方法ヲ以テ水防ヲ妨害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百二十二條 過失ニ因リ溢水セシメテ第百十九條ニ記載シタル物ヲ浸害シタル者又ハ第百二十條ニ記載シタル物ヲ浸害シ因テ公共ノ危険ヲ生セシメタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第百二十四條 陸路、水路又ハ橋梁ヲ損壊又ハ壅塞シテ往来ノ妨害ヲ

生セシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

33

債務を免れんと惡策を運らすとか保証人連帶債務者等の身分に異なりし事があるか債権行使に厄害の虞れある確證ある場合は何時たりとも返還を求める事が出来るのみならず債権の安全を計る爲めに假差押假執行等をもなす事が出来る

④ 貸金の時効即ち期滿免除

時効と言ふは法律が

新刑法實例

34

定めた年限を過るの後は権利も義務も共に消滅なる事を言ふので即ち時効に二種の區別がある曰取得時効曰消滅時効となるのが爰には消滅時効だけを詳く説く事にいやう従前の出訴期限は即ち消滅時効である併し現今は出訴期限と稱する観則（明治六年三百六十二號布告）は民法施行法發布せられて

前項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キハ電車ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期徒刑ニ處スハ電車ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者ハ二年以上ノ有期徒刑ニ處ス燈臺又ハ浮標ヲ損壊シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシメタル者亦同シ

第百二十六條 人ノ現在スル漁車又ハ電車ヲ顛覆又ハ破壊シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス

人ノ現在スル艦船ヲ覆没又ハ破壊シタル者亦同シ

前二項ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第一項、第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第百二十七條 第百二十五條ノ罪ヲ犯シ因テ漁車又ハ電車ノ顛覆若クハ破壊又ハ艦船ノ覆没シ若クハ破壊ヲ致シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第百二十八條 第百二十四條第一項、第百二十五條及ヒ第百二十六條

廢止になつたが現行法律に因れば金錢貸借に於ける時効消滅の年限は左に示す通りだ

一辨済期限が一年又は之より短き約定期の債権は期限満了の日より満五ヶ年間請求の手續をしなければ消滅して終ふ（民一六九）二算年以上の期限のものは十ヶ年間権利を行はなけれ

千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一章 住居ヲ侵入罪

第百二十九條 過失ニ因リ漁車、電車又ハ艦船ノ往來ノ危險ヲ生セシタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
其業務ニ從事スル者前項ノ罪ヲ犯シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十條 故ナク人ノ住居又ハ人ノ看守スル邸宅、建造物若クハ艦船ニ侵入シ又ハ要求ヲ受ケラ其場所ヨリ退去セサル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十一條 故ナク皇居、禁苑、離宮又ハ行在所ニ侵入シタル者ハ神宮又ハ皇陵ニ侵入シタル者亦同シ

第百三十二條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十二章 秘密ヲ侵入罪

35

新刑法實例

新 刑 法 實 例

36

ば消滅して丁度ハ 第百三十三條 故ナク封緘シタル信書ヲ開披シタル者ハ一年以下ノ懲民一六七) 役又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

三定期金即ち年賦 金の種類は第一回の辨濟期日より二年間で消滅する(民一六七) 時は消滅又最後の辨濟期日よりは十年間請求せざる

人又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキハ六年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ十年間請求せざる

宗敎若クハ禱祀ノ職ニ在ル者、又ハ此等ノ職ニ在リシ者故ナク其業務上取扱ヒタルコトニ付キ知得タル人ノ秘密ヲ漏泄シタルトキ亦同シ

第百三十五條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

民一六八)

四醫師産婆藥劑師

の技術鍊染請負人は其工事終了の日より三ヶ月又辨護士公證人及び執達吏の職務に關する債権は三ヶ月請求しなければ消滅(民一七)

第百三十六條 阿片煙ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持タル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第百三十七條 阿片煙ヲ吸食スル器具ヲ輸入、製造又ハ販賣シ若クハ販賣ノ目的ヲ以テ之ヲ所持シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第十四章 阿片煙ニ關スル罪

ス

第百三十八條 稅關官吏、阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ輸入シ又ハ其輸入ヲ許シタルトキハ一年以上十年以降ノ懲役ニ處ス

第百三十九條 阿片煙ヲ吸食シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

阿片煙ヲ吸食スル爲メ房屋ヲ給與シテ利ヲ圖リタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第百四十條 阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具ヲ所持シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第百四十一條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十五章 飲料水ニ關スル罪

六生産者卸賣商人及び小賣商人が賣却した產物及び商品の代價即ち賣掛代金は二ヶ月又居職人及び製造處ス

第一百四十二條 人ノ飲料ニ供スル淨水ヲ活潑シ因テ之ヲ用フルコト能ハサルニ至ラシタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ

第一百四十三條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ淨水又ハ其水源ヲ汚

新 刑 法 實 例

37

新刑法實例

38

人の仕事も同断生徒及び習業者の数育衣食及び止宿の代料に關する校主代料主教師及び師匠の債權も二ヶ年だ七ヶ月より短き時間を以て定めたる雇入の給料労力者及び藝入の賃金並に其給供したる物の代價又運送貨料旅店料理店宿泊料飲食料店

機シ因テ之ヲ用フルコト能ハナルニ至ラシタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
第百四十四條 人ノ飲料ニ供スル淨水ニ毒物其他人ノ健康ヲ害ス可キ
物ヲ混入シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
第百四十五條 前三條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第百四十六條 水道ニ由リ公衆ニ供給スル淨水ノ水道ヲ損壊又ハ壅塞シタル物其他人ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ處ス

第十六章 通貨偽造ノ罪

第百四十七條 公衆ノ飲料ニ供スル淨水ノ水道ヲ損壊又ハ壅塞シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

又ハ變造シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ
第百四十九條 行使ノ目的ヲ以テ内國ニ流通スル外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス
偽造、變造ノ外國ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ行使シ又ハ行使ノ目的ヲ以テ之ヲ人ニ交付シ若クハ輸入シタル者亦同シ

第百五十條 行使ノ目的ヲ以テ偽造、變造ノ貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ收得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
第百五十一條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

斜木戸錢消費物代價并に立替金動産の損料等は僅に一ヶ年で消滅時効となるのである
金貸金請求の手續と當事者の注意
債權者が義務不履行の場合即ち借金を返還せぬ時は債務者は如何しても法律の力を借りなければならぬ其際手續を誤つたり注意の足らぬ事が

第一百五十三條 貨幣、紙幣又ハ銀行券ノ偽造又ハ變造ノ用ニ供スル目

新刑法實例

39

新 刑 法 實 例

あると意外の損失を招致する事例が澤山ある普通證書即ち私正の證書の貸金并に賃掛代金てもまづ通常は支拂命令の申請をして異議の申立がなかつたら直に假執行宣言を申請し債務の償却を求めるのが若し債務者が其支拂命令に服従しない時は異議の申立をするから債務者は之れに應戦しなければな

的ヲ以テ器械又ハ原料ヲ準備シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第十七章 文書偽造ノ罪

第一百五十四条 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十一年以下ノ懲役ニ者ス

御璽、國璽ヲ押捺シ又ハ御名ヲ署シタル詔書其他ノ文書ヲ變造シタル者亦同シ

第一百五十五条 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ偽造シタル公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ一年以上十一年以下ノ懲役ニ者ス

公務所又ハ公務員ノ捺印若クハ署名シタル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者亦同シ

前二項ノ外公務所又ハ公務員ノ作ル可キ文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ公務所又ハ公務員ノ作リタル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百五十六条 公務員貪賊ニ關シ行使ノ目的 虛偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作リ又ハ文書若クハ圖畫ヲ變造シタルトキハ印章、署名ノ有無ヲ區別シ前二條ノ例ニ依ル

第一百五十七条 公務員ニ對シ虛偽ノ申立ヲ爲シ權利、義務ニ關スル公正證書ノ原本ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

公務員ニ對シ虛偽ノ申立ヲ爲シ免狀、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

新 刑 法 實 例

らぬ即ち法庭へ出て判事の前で債務者と論辨した結果曲直の判断が下るのを俗に是を本訴と呼び可成は双方共辯護士の力を繰りるを得策の様である概して私正證書の貸金請求は費用と時日がかりて紛争が起つた場合面倒である夫れに反対に公正役場で公正人の面前で作成した證書だと裁判所へ訴訟は

新刑法實例

42

勿論支拂命令申請に
も及ばず債務の不履行
の場合は直に公正
人に對し強制執行文
の作成を依頼し其執
行文を執達吏役場へ
持行き動産物の差押
方を依頼する事が出
来るから別段大した
費用も要らず單に執
行文作成費用と執達
吏の豫納金だけで容
易に其財産を差押ゆ
る事が出来る併ながら
當今は道徳の觀念

文書又ハ圖畫ノ記載クハ變造シ又ハ虛偽ノ文書若クハ圖畫ヲ作リ
又ハ不實ノ記載ヲ爲サシメタル者ト同一ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂罪ハノ罰ス

第百五十九條 行使ノ目的ヲ以フ他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權
利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シ又ハ變造シ
タル他人ノ印章若クハ署名ヲ使用シテ權利、義務又ハ事實證明ニ關
スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處
ス

他人ノ印章ヲ押捺シ若クハ他人ノ署名シタル權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ變造シタル者亦同シ

前二項ノ外權利、義務又ハ事實證明ニ關スル文書若クハ圖畫ヲ偽造シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
又ハ變造シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス
第百六十條 醫師公務所ニ提出ス可キ診斷書、檢索書又ハ死亡證書ニ
虛偽ノ記載ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下の罰金ニ處ス

二處ス

第一百六十一條 前二條ニ記載シタル文書又ハ圖畫ヲ行使シタル者ハ其
文書又ハ圖畫ヲ偽造若クハ變造シ又ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者ト同一
ノ刑ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十八章 有價證券偽造ノ罪

が微弱になつた今日
ゆへ隨分不徳義の債
券者は殆ど詐欺的行
爲をなし債務を踏倒
す奴が往々あるまづ
其踏倒手段の一例を
舉ければ三百屋の所謂第三者執行と言ふ
やつて其手段の骨子を言へば甲某なる債務者が動産の差押へ
られん事を恐れて乙某なる同腹の味方を捕へ甲の動産を乙に賈渡し乙の所有品名

第一百六十二條 行使ノ目的ヲ以テ有價證券ニ虛偽ノ記入ヲ爲シタル者亦同シ
其他ノ有價證券ヲ偽造又ハ變造シタル者ハ三月以上十年以下の懲役
ル者ハ三月以上十年以下の懲役ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

43

新刑法實例

新刑法實例

義とし丙某なる味方
が乙某に對する債券
ありとして其動産物
を差押ゆるのだから
丙は眞正に競賣する
意志はないのゆへ其
差押品の保管人は必
ず甲某がして執達更
が向へば此動産物は
既に乙某へ質押し貸
料で乙より私が使用
貸借の約束で信託して
居る中乙某の債券者
丙某なる人より先日
執達吏誰某に依頼し

て差押済みとなし居
れり最早甲自身の所
有品に非ずと答へら
れ如何とも手のつけ
様がないから空しく
其理由の調書を作成
して執達吏は引揚げ
て終ふ乍去此解手段
を打破る事は出來ぬ
かと言へば絶対に出
來ぬ譯てもないが破
却すべり詐害行為の
證據を擧げるのが餘
程困難であらぶが其
一部だけを破却する

第十九章 印章偽造の罪

第一百六十四條 行使ノ目的ヲ以テ御璽、國璽又ハ御名ヲ偽造シタル者
ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

御璽、國璽又ハ御名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル御璽國璽、又ハ
御名ヲ使用シタル者亦同シ

第一百六十五條 行使ノ目的ヲ以テ公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名
ヲ偽造シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

公務所又ハ公務員ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シタル者亦同シ

第一百六十六條 行使ノ目的ヲ以テ公務所ノ記載ヲ偽造シタル者ハ三年
以下ノ懲役ニ處ス

公務所ノ記載ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル公務所ノ記載ヲ使用シ
タル者亦同シ

第一百六十七條 行使ノ目的ヲ以テ他人ノ印章若クハ署名ヲ偽造シタル
者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

他人ノ印章若クハ署名ヲ不正ニ使用シ又ハ偽造シタル印章若クハ署
名ヲ使用シタル者亦同シ

第一百六十八條 第百六十四條第二項、第一百六十五條第二項、第一百六
六條第二項及ヒ前號第二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十章 誓言ノ罪

第一百六十九條 法律ニ依リ宣誓シタル證人證偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ
ハ三月以上十年以下ノ懲役ニ處ス

第一百七十條 前條ノ罪ヲ犯シタル者證言シタル事件ノ裁判確定前又ハ
懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得
第百七一條 法律ニ依リ宣誓シタル鑑定人又ハ通事虛偽ノ鑑定又ハ
通譯ヲ爲シタルトキハ前二條ノ例ニ同シ

第二十一章 誓告ノ罪

新刑法實例

事は然までの困難で、
ない所は元より虚偽
の作爲であるから何
程巧みに差押へて置
ても永き月日の中に
は差押物件外の物
件が増へて居る事が
あつたり差押手續に
手落のある事がある
から執達吏と共に債
務者宅へ臨場して嚴
重に執達吏をして調
査せしむるの必要が
ある

第一百七十二条 人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムル目的ヲ以テ
虚偽ノ申告ヲ爲シタル者ハ第百六十九條ノ例ニ同シ
ハ懲戒處分前自白シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第二十二章 犯姦姦淫及び

重姦ノ罪

第一百七十四条 公然猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者ハ科料ニ處ス
第一百七十五条 猥褻ノ文書、圖畫其他ノ物ヲ頒布若クハ販賣シ又ハ公
然之ヲ陳列シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス販賣ノ目的
ヲ以テ之ヲ所持シタル者亦同シ

第一百七十六条 十三歳以上ノ男女ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ以テ猥褻ノ行
爲ヲ爲シタル者ハ六年以上七年以下ノ懲役ニ處ス十三歳ニ満タサル
男女ニ對シ猥褻ノ行爲ヲ爲シタル者亦同シ

第一百七十七条 暴行又ハ脅迫ヲ以テ十三歳以上ノ婦女ヲ姦淫シタル者

新刑法實例

◎金錢貸借之部
◎抵當權と質權
の効力及び其
行使と注意
抵當權と質權との効
力は單純に言へば抵
當權の方が債權の確
實なるだけ質權より
効力が多いと言ねば
ならぬ何となれば質
權者は債權を確實に
するの目的を以て或
物品を債務者より提
供させ其物品を期限
を定め債務履行する

ハ強姦ノ罪ト爲シ二年以上ノ有期懲役ニ處ス十三歳ニ満タサル婦女
ヲ姦淫シタル者亦同シ
第一百七八條 人ノ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シ又ハ之ヲシテ心神
ヲ喪失セシメ若クハ抗拒不能ナラシメテ猥褻ノ行爲ヲ爲シ又ハ姦淫
シタル者ハ前二條ノ例ニ同シ
第一百七十九條 前三條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第一百八十條 前四條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第一百八十一條 第百七十六條乃至第百七十九條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死
傷ニ致シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ處ス
第一百八十二条 營利ノ目的ヲ以テ淫行ノ常習ナキ婦女ヲ勸誘シテ姦淫
セシメタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
第一百八十三条 有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相

前項ノ罪ハ本夫ノ告訴ヲ待テ之ヲ論ス但本夫姦通ヲ縱容シタルトキ
ハ告訴ノ効ナシ

新 刑 法 實 例

49

所の許可を得て評價人を定めてからでなくしては不可（但質屋の質は質屋條例によるから別箇問題だ）又借へ質物を自分が占有して居るからと言ふて自分より権利の強い債権者が質物の質主に對してある時は自分一人で其質物を左右する事は出来ぬものだ又其質物を自分の都合上他の人にへ轉質する事は

まで留保するのだから例令債務者が内金として若干を入金したから其質物の何分を返戻して呉れと言ふても無効である併し債務者が其期限に違約して返金をせぬからと言ふて債権者は債権者に通知もせずして隨りに其物品を質却して終ふ譯には不可（其質物を質却して貸金に充當せんとするには裁判所

48

まで留保するのだから例令債務者が内金として若干を入金したから其質物の何分を返戻して呉れと言ふても無効である併し債務者が其期限に違約して返金をせぬ

第百八十五条 偶然ノ輸贏ニ關シ財物ヲ以テ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ干圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス但一時ノ娛樂ニ供スル物ヲ賭シタル者ハ此限ニ在ラス

第百八十六條 常習トシテ博戯又ハ賭事ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百八十七条 富錫ヲ發賣シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

富錫發賣ノ取次ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰

金ニ處ス

前二項ノ外富錫ヲ授受シタル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第廿四章 禮拜所及ビ墳

墓ニ關スル罪

第百八十八條 神祠、佛堂墓所其他禮拜所ニ對シ公然不敬ノ行爲アリタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第百八十九條 墳墓ヲ發掘シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十条 死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ藏置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

第百九十一條 第百八十九條ノ罪ヲ犯シ死體、遺骨、遺髪又ハ棺内ニ

藏置シタル物ヲ損壊、遺棄又ハ領得シタル者ハ三月以上五年以下ノ懲

役ニ處ス

第百八十四条 配偶者アル者重ネテ婚姻ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス其相婚シタル者亦同シ

第廿十二章 賭博及び富錫

ニ關スル罪

新刑法實例

出來るが其質物が譬へ不可抗力の天災水火盜難等に因れる事變其他何等の場合を問はず其質物が消滅損傷して損害を來す事があれば質権者は

債務者に對し代りの質物を差出せと請求の出來のみか置主へ相當の損害金を償はねばならぬのだ又質物は猥りに債権者だと言ふて自分が使用したり又は他人に

第百九十五条 裁判、檢察、監察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

法令ニ因リ拘禁セラレタル者ヲ看守又ハ護送スル者被拘禁者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ爲シタルトキ亦同シ

第一百九十六条 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第一百九十七条 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス
第一百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第十六章 犯人ノ罪

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役

十六條の規定に從ひ其使用及び收益を得質權は民法第三百五

第一百九十二条 檢視ヲ經スシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下の罰金又ハ科料ニ處ス

第十五章 濟職ノ罪

第一百九十三条 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

新 刑 法 實 例

51

出来るが其質物が傍
へ不可抗力の天災水
火盗難等に因れる事
變其他何等の場合を
問はず其質物が消滅
損傷して損害を來す
事があれば質権者は

債務者に對し代りの
質物を差出せと請求
の出來ぬのみか置主
へ相當の損害金を償
はねばならぬのだ又
質物は猥りに債権者
だと言ふて自分が使
用したり又は他人に

貸料を取ると否とに
關はらず使用せしめ
た時は置主より質物
を取返の請求を受け
ても拒む事が出來ぬ
但置主の承諾を得て

其質料を利子に充當
るとか元本の中へ組
入れ相殺するのは其
限りでない以上述べ
たのは主として動産
の質である不動産の

質権は民法第三百五
十六條の規定に從ひ
其使用及び収益を得

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役

第百九十九條 檢視ヲ經ヌシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰

金又ハ科料ニ處ス

50
出来るが其質物が傍
へ不可抗力の天災水
火盗難等に因れる事
變其他何等の場合を
問はず其質物が消滅
損傷して損害を來す
事があれば質権者は

第百九十二條 檢視ヲ經ヌシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰

金又ハ科料ニ處ス

第百九十三條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ

又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處

ス

第百九十四條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其

職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲

役又ハ禁錮ニ處ス

第百九十五條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其

職權ヲ行フニ當リ刑事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ陵虐ノ行爲ヲ

爲シタルトキハ三年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處ス

ス

第百九十六條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ

罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第百九十七條 公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ

要求若クハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲

ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サルトキハ一年以上十年以下ノ懲役ニ

處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其全部又ハ一部

ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徴ス

第百九十八條 公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル

者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其刑ヲ減輕又ハ免除スルコ

トヲ得

ス

第百九十九條 人ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ三年以上ノ懲役

ス

第百九十九條 檢視ヲ經ヌシテ變死者ヲ葬リタル者ハ五十圓以下ノ罰

金又ハ科料ニ處ス

ス

第百九十九條 公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ

又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ禁錮ニ處

ス

第百九十九條 裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其

職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲

役又ハ禁錮ニ處ス

ス

第百九十九條 職權ヲ濫用シ人ヲ逮捕又ハ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲

役又ハ禁錮ニ處ス

ス

第百九十九條 職權ヲ濫用シ人ヲ監禁シタルトキハ六月以上七年以下ノ懲

役又ハ禁錮ニ處ス

ス

第百九十九條 職權ヲ濫用シ人ヲ監禁シタルトキ

新 刑 法 實 例

52

る事が出来る其代り
債権の利息を請求す

ニ處ス

質物を管理する費用
又租税其他の公課金
は質権者の負擔だ
(民法三五七全三五
八) 然れども特別な
當事者間に約束ある
以上は此限りでない

不動産の質権は十年
より以上の期間を約
束する事は出来ぬ併
し十年毎に約束を更
めるのは差支へはな
い

第二百一條 前二條ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年
以下ノ懲役ニ處ス但情狀ニ因リ其刑ヲ免除スルコトヲ得
第二百二條 人ヲ暴陵若クハ割加シテ自殺セシメ又ハ被殺者ノ嘱托ヲ
受ケ若クハ其承諾ヲ得テ之ヲ殺シタル者ハ六月以上七年以下ノ懲役
又ハ禁錮ニ處ス

第二百三條 第百九十九條、第二百條及ヒ前條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第十七章 傷害ノ罪

第二百四條 人ノ身體ヲ傷害シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ五百圓以
下ノ罰金若クハ科料ニ處ス
第二百五條 身體傷害ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ二年以上ノ有期懲
役ニ處ス

い此外質権には權利
質と言ふものがある

开は物品ではなく無
形の財産(分り易く
言へば確實に收獲す
べき收入金即ち公債
の利子など地所家
屋の賃料とか其他或
権利を行使する場
合)て之を詳く説く
も甚だ六ヶ敷ばかり
て餘り其要を認めな
いから直に抵當權に
説き及ばずとしやう

抵當權の設定をする

自己又ハ配偶者ノ直系尊属ニ對シテ犯シタルトキハ無期又ハ三年以
上ノ懲役ニ處ス

第二百六條 前二條ノ犯罪アルニ當リ刑場ニ於テ勞ヲ助ケタル者ハ自
ラ人ヲ傷害セスト雖モ一年以下ノ懲役又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ
科料ニ處ス

第二百七條 二人以上ニテ暴行ヲ加ヘ人ヲ傷害シタル場合ニ於テ傷害
ノ輕重ヲ知ルコト能ハス又ハ其傷害ヲ生セシタル者ヲ知ルコト能
ハサルトキハ共同者ニ非スト雖トモ共犯ノ例ニ依ル

第二百八條 暴行ヲ加ヘタル者人ヲ傷害スルニ至ラサルトキハ一年以
下ノ懲役若クハ五十圓以下ノ罰金又ハ拘留若クハ科料ニ處ス

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第十八章 遺失傷害ノ罪

第二百九條 遺失ニ因リ人ヲ傷害シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科

料ニ處ス

53

新 刑 法 實 例

新 刑 法 實 例

55

名無實の奇觀を呈する事がある何となれば競賣の決果千圓を得た抵當の家屋なり土地があるとせよ然るに其物件には既に一番抵當として己より先に登記したる債權者が其家屋に千圓を貸與しありとせば元より一番抵當権利者は優先権があれば其債權高の金を引取り行かば二番抵當若くは三番抵當権者は

新 刑 法 實 例

54

にはまず債務者を仲ひ所轄地の公正役場へ出頭し其抵當とすべき物件及び其契約の事項を公正證書に作成し且つ所轄區裁判所所屬登記所へ抵

當權設定の申請をすべく何故なれば未登記の抵當物に對しては其權利を失ふ事がある併し登記済の抵當と言へども一番抵當權者に非ざれば事實に於て其權利が有

前項ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス
第二百十條 過失ニ因リ人ヲ死ニ致シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百十一條 署務上必要ナル注意ヲ怠リ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九章 執胎ノ罪

第二百十二條 懐胎ノ婦女藥物ヲ用ヒ又ハ其他ノ方法ヲ以テ墮胎シタル者ルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十三條 婦女ノ嘱託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六年以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十四條 護師、産婆、藥劑師又ハ藥種商婦女ノ嘱託ヲ受ケ又ハ其承諾ヲ得テ墮胎セシメタルトキハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死傷ニ致シタルトキハ六年以上七年以下ノ懲役ニ處ス

年以下ノ懲役ニ處ス

タル者ハ六月以上七年以下ノ懲役ニ處ス
前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百十六條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ婦女ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

第二十章 遺棄ノ罪

第二百十七條 老幼、不具又ハ疾病ノ爲メ扶助ヲ要ス可キ者ヲ遺棄シタル者ハ一年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十八條 老者、幼者、不具者又ハ病者ヲ保護ス可キ責任アル者之ヲ遺棄シ又ハ其生存ニ必要ナル保護ヲ爲サルトキハ三年以上五年以下ノ懲役ニ處ス
自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六年以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二百十九條 前二條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ罪ニ比較シ重キニ從テ處斷ス

新 刑 法 實 例

57

ぬ又其他抵當保の設
定の出來ぬものは華
族の世襲財産として
指定せられた物件及
び外國人に對して土
地を抵當とする事は
許されぬ抵當權の說
明の終に臨み大に注
意すべき事がある抵
當權者に擔保として
抵當權を設定すべき
家屋が其敷地の所有
者に非ざる時は地上
權の有無を糺し地上
權ありとせば共に擔

新 刑 法 實 例

56

如何とするや故に能
く注意の上抵當權の
設定をすべきだ又抵
當權の設定は有体動
產物には應用は出來
ぬのだ土地家屋山林
等なのである併し從
物としては其限りで
ない從物とは例令ば
家屋に於ける疊建具
だとか作造電氣瓦斯
水道等を指すのであ
るが無論主なる物件
を缺き從物ばかりは
抵當權の設定は出來

く注意の上抵當權の
設定をすべきだ又抵

第二百二十條 不法ニ入ヲ逮捕又ハ監禁シタル者ハ三月以上五年以下

ノ懲役ニ處ス

自己又ハ配偶者ノ直系尊屬ニ對シテ犯シタルトキハ六月以上七年以
下ノ懲役ニ處ス

第二百二十一條 前條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ死傷ニ致シタル者ハ傷害ノ

罪ニ比較シ重キニ從ラ處断ス

第二十一章 遣捕及ビ監禁ノ罪

第二百二十二條 生命、身體、自由、名譽又ハ財產ニ對シ害ヲ加フ可
キコトヲ以テ脅迫シ又ハ暴行ヲ用ヒ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ヘシ
メ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス

親族ノ生命、身體、自由、名譽又ハ財產ニ對シ害ヲ加フ可キコトヲ
以テ脅迫シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フ可キ權利ヲ妨害
シタル者亦同シ

前二項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二十二章 署取及ビ誘拐ノ罪

第二百二十四條 未成年者ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ三月以上五年以
下ノ懲役ニ處ス

第二百二十五條 營利、猥褻又ハ結婚ノ目的ヲ以テ人ヲ署取又ハ誘拐
シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

新 刑 法 實 例

59

地所有者は舊土地所有者に對し其建物の取扱を要求する事は出來ぬ以上の事柄を參照してかゝらぬと後日大に悔る事がある抵當權設定者即ち貸主が其權利の實行(競賣申請等)をする手續とは物件貸借の部に詳説するとして爰には略して置かふ

新 刑 法 實 例

58

保とし抵當權設定の登記を要するのを然らざれば其建物取扱の請求を受ける處がある併し其抵當としたる建物の所有者と其土地所有者が同一なれば別に地上權の登記は要らぬ法律は地上權を得たと同一の權利を抵當權者に與へてある夫ゆへに土地建物同一の所有者が單に土地のみを抵當とし其土地が競賣

第二百二十六條 帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ器取又ノ誘拐シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ處ス

帝國外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ賣買シ又ハ被拐取者若クハ被賣者ヲ帝國外ニ移送シタル者亦同シ

第二百二十七條 前三條ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者又ハ被賣者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百二十八條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百二十九條 第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル第二百二十七條第一項ノ罪及ヒ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪ハ營利ノ目的ニ出デサル場合ニ限り告訴ヲ待テ之ヲ論ス但被拐取者又ハ被賣者犯人ト婚姻ヲ爲シタルトキハ婚姻ノ無効又ハ取消ノ裁判確定ノ後ニ非サレハ告訴ノ效ナシ

第二十四章 名譽ニ對スル罪

第二百三十條 公然事實ヲ暗示シ人ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ其事實ノ有無ヲ問ハス一年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

死者ノ名譽ヲ毀損シタル者ハ誣罔ニ出ツルニ非サレハ之ヲ罰セス
第二百三十一條 事實ヲ暗示セスト雖モ公然人ヲ侮辱シタル者ハ拘留又ハ科科ニ處ス

第二百三十二條 本章ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

第二十五章 信用及び業務

ニ對スル罪

第二百三十三條 虛偽ノ風説ヲ流布シ若ハ偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

新法實

施後の新判決

例概要

第二百三十四條 威力ヲ用ヒ人ノ業務ヲ妨害シタル者亦前條ノ例ニ同シ

第二十六章 犯盜及ビ強盜

罪

第二百三十五條 他人ノ財物ヲ竊取シタル者ハ竊盜ノ罪ト爲シ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十六條 暴行又ハ脅迫ヲ以テ他人ノ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ五年以上ノ有期懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百三十七條 強盜ノ目的ヲ以テ其豫備ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ處ス

第二百三十八條 犯盜財物ヲ得テ其返還ヲ拒キ又ハ逮捕ヲ免レ若クハ罪跡ヲ湮滅スル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ強盜ヲ以テ論ス

松年 有期懲役

第二百三十九條 人ヲ昏醉セシメラ其財物ヲ盜取シタル者ハ強盜ヲ以テ論ス

第二百四十條 強盜人ヲ傷シタルトキハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十一條 強盜婦女ヲ強姦シタルトマハ無期又ハ七年以上ノ懲役ニ處ス因テ婦女ヲ死ニ致シタルトキハ死刑又ハ無期懲役ニ處ス

第二百四十二條 自己ノ財物ト雖モ他人ノ占有ニ因シテハ公務所ノ命ニ因リ他人ノ看守シタルモノナルトキハ本章ノ罪ニ付テハ他人ノ財物ト看做ス

第二百四十三條 第二百三十五條 第二百三十六條、第二百三十八條乃至第二百四十一條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第二百四十四條 直系血族、配偶者及ヒ同居ノ親族又ハ家族ノ間ニ於テ第二百三十五條ノ罪及ヒ其未遂罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除シ其

他ノ親族又ハ家族ニ係ルトキハ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス

親族又ハ家族ニ非サル共犯ニ付テハ前項ノ例ヲ用ヒス

は告げられた
松年 有期懲役
のて被告甚
太郎は一時絶命した
想だが是は無理なら
ぬ話で舊刑法では例
之や五犯が六犯だと
て豈夫かに法律の最
極刑の五年と言ふ重
禁錮には至らぬ高々
三年でつらよ併し
新刑法では盗んだ金
高の多少を論じない
裁判官の見込んで倒底

新 刑 法 實 例

63

這般の新法では決して負傷の大小輕重を問はない『人の身體を傷害したる者は云々』（二百四條參觀）であるから裁判官の認定次第で加害の程度が小であつても見込の悪い被告人だとは五百圓の罰金に處せられぬとも言へない現に去る六日大坂の裁判で審理された

第二十 八 章 横領ノ罪

第二百四十九條 人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財産上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ
第二百五十條 本章ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
第二百五十一條 本章ノ罪ニハ第二百四十二條、第二百四十四條及ヒ
第二百四十五條ノ規定ヲ準用ス

第二百五十二條 自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

自己ノ物ト雖モ公務所ヨリ保管ラ命スラレタル場合ニ於テ之ヲ横領シタル者亦同シ
第二百五十三條 業務上自己ノ占有スル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ處ス

新 刑 法 實 例

62

斯奴は容易に改心する奴でない縛益を營業同様にする社會の實物と認定される時は舊法二百三十五條（參照）の懲刑十年を

では處する事のある當然だから致方が

ないのである。

傷害の罪に關する新例

舊法の創傷罪は被害者の負傷の大小輕重

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行為ヲ爲シ本人ニ財產上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第二百四十八條 未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神不具ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ又ハ財產上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

第二十一 章 詐欺及ビ恐喝ノ罪

第二百四十五條 本章ノ罪ニ付テハ電氣ハ之ヲ財物ト看做ス

第二百四十六條 人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ方法ヲ以テ財產上不法ノ利益ヲ得又ハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル者亦同シ

第二百四十七條 他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ其任務ニ背キタル行為ヲ爲シ本人ニ財產上ノ損害ヲ加ヘタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

新 刑 法 實 例

65

にて既に從來歐打創傷罪で三度も入獄をした奴で這般自分が斯る大怪我をしたのは實に不思議な位で其被害の原因は加害者の妻が未だ加害者に配偶せざる以前懶怠し居たりしに突然加害者方へ嫁したるを惜り去る九月三日の夜加害者へ對し事を構へて喧嘩を賣りかけ目的通り首尾よく格闘する事には

正改

新 刑 法 實 例 終

新 刑 法 實 例

64

傷害罪 被害者

第二百五十四条 遺失物、漂流物其他占有ヲ離レタル他人ノ物ヲ横領シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

第二百五十五条 本章ノ罪ニハ第二百四十四條ノ規定ヲ適用ス

程の重傷 広元通りにはならず且つ右の手は殆ど其機能を失ふ大怪我をさせたが加害者は何程の刑になりしやと言ふ

底元通りにはならず且つ右の手は殆ど其機能を失ふ大怪我をさせたが加害者は何程の刑になりしやと言ふ

二百五十九條 権利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

第二百五十六条 賊物ヲ收受シタル者ハ三年以下ノ懲役ニ處ス
賊物ノ運搬、寄藏、故買者ハ牙保ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役及ヒ千圓以下ノ罰金ニ處ス

二百五十七条 直系血族、配偶者、同居ノ親族又ハ家族及ヒ此等ノ人ノ配偶者ノ間ニ於テ前條ノ罪ヲ犯シタル者ハ其刑ヲ免除ス

二百五十八条 公務所ノ用ニ供スル文書ヲ毀棄シタル者ハ三月以上七年以下ノ懲役ニ處ス

第二十九章 物ニ關スル罪

第三十章 白團及ビ監禁ノ罪

第二百五十九條 権利、義務ニ關スル他人ノ文書ヲ毀棄シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

二百六十條 他人ノ建造物又ハ船艦ヲ損壊シタル者ハ五年以下ノ懲役ニ處ス

二百六十二條 自己ノ物ト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ又ハ賃貸シタルモノヲ損壊又ハ傷害シタルトキハ前三條ノ例ニ依ル

二百六十三條 他人ノ信書ヲ隠匿シタル者ハ六月以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五十圓以下ノ罰金若クハ科料ニ處ス

二百六十四條 第二百五十九條、第二百六十一條及ヒ前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ス

新刑法實例

67

分博で何に金をへ出
せば赤い衣を着ずに
濟び如に腕を捨て下
した向があるやに聞
及んだが彼の判決は
が罰金三百圓て済ん
だのを見て博徒の親
判決になつたのであ
る

不動産登記申請書式

(届書作成につき注意) 届書は總て署字又は符號を用ゐることを得ず
金錢其他の物の數量年月日及番號等を記載するには一二三十の文字
を用ひず壹貳參拾の字を用ゐるを要す、又文字は改竄するを得ず若
し訂正挿入削除をなしたるときは其字數を欄外に記載し又文字の前
後に括弧を附し之に認印し其削除の文字は尙讀得べきやう字体を存
すべし用紙數枚に亘りたる時は綴目に捺印すべし

新刑法實例

なりたが加害者の爲
め酷く投げつけられ
傍の切石に其際左
眼を打ち右腕を挫折
したのであるから事
實は充分被害者が悪
いのであるから斯云
判決になつたのであ
る

賭博に関する新例

過日新法施行後博徒
の親分齊藤某外一名
が罰金三百圓て済ん

土地ニ關スル申請書式

○土地(建物又ハ何)賣渡證
一何々(土地又ハ建物ヲ記スヘシ)
此代金何、圓也

右何貴殿へ賣渡シ前記代金受領仕候ニ付テハ右物件ニ對シ他ヨリ故障等之有候節細者直ニ取形附ケ聊カモ御述懇相掛申間敷依テ如件

年月日 姓名殿 賣主姓名 所住

賣渡證書ニ對スル返證

右今般賣渡取處候明治何年月日迄若賣受代金ニ年何割何分ノ利子ヲ
加ヘ御支拂相成候ハ前記物品悉皆御返戻可仕候仍テ如件

年月日 姓名殿 賣主姓名 所住

○委任狀

何郡何町宇何番地

印紙

○委任狀

年月日

姓

名

右者拙者ノ代理人ニ選任シ左ノ権限ヲ委任ス
一何々、ノ件(権限ハ詳細ニ記スヘシ)

右代理委任狀如件

何郡何町宇何番地

印紙

○委任狀

年月日

姓

名

新刑法實例

百八十三

條

第三項に
よつて

有

○未登記ノ土地所有權保存ニ付登記申請

一土地ノ表示

何府何郡何町字何番地

何(地目)何反何畝何歩

一登記ノ目的

未登記ノ土地所有權ノ登記

一不動產ノ價格

金何程

一登錄稅

金何程

右登記相成度別紙土地臺帳謄本相添不動產登記法第百五條第壹號ニ依

リ此段申請候也

年月日

何區裁判所(何出張所)御中

姓 名印

何府何郡何町字何番地

印紙申請書ニハ凡テ此處ニ印紙ヲ貼附スヘシ

年六月

に處せられた
者があるではないか
是は關西では可成頗
の賣れた親分で一ヶ
月裕に寺錢ばかりが
二百若くは三百圓も
上る博徒であるから
先づ新刑法の槍玉に上げられたのである

一建物ノ表示

未登記ノ建物所有權保存ニ付登記申請

何府何郡何町字何番地

宅地何坪ノ内建物

第何號

何造何營何家 建坪 何坪 豊棟 但造作附

内平坪 何坪

武階坪何坪

一登記ノ目的 未登記ノ建物所有權ノ登記

右登記相成度別紙土地臺帳謄本及圖面(又ハ何々)相添不動產登記法

第一百六條第貳號ニ依リ此段申請候也

住 所

姓 名

年月日

改新刑法實例終

新刑法實例

明治四十一年十月十三日印刷
全 年十月十六日發行

正價金三拾錢

編輯者 坪井条藏

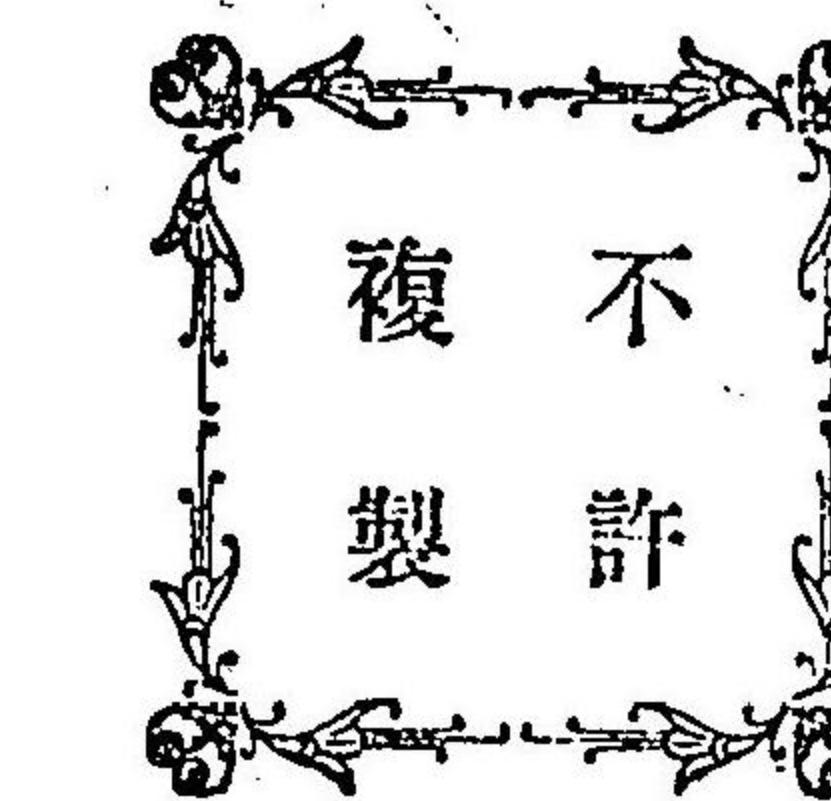
東京市神田區松枝町十一番地

發行者 和田庄

東京市京橋區大鋸町十四番地

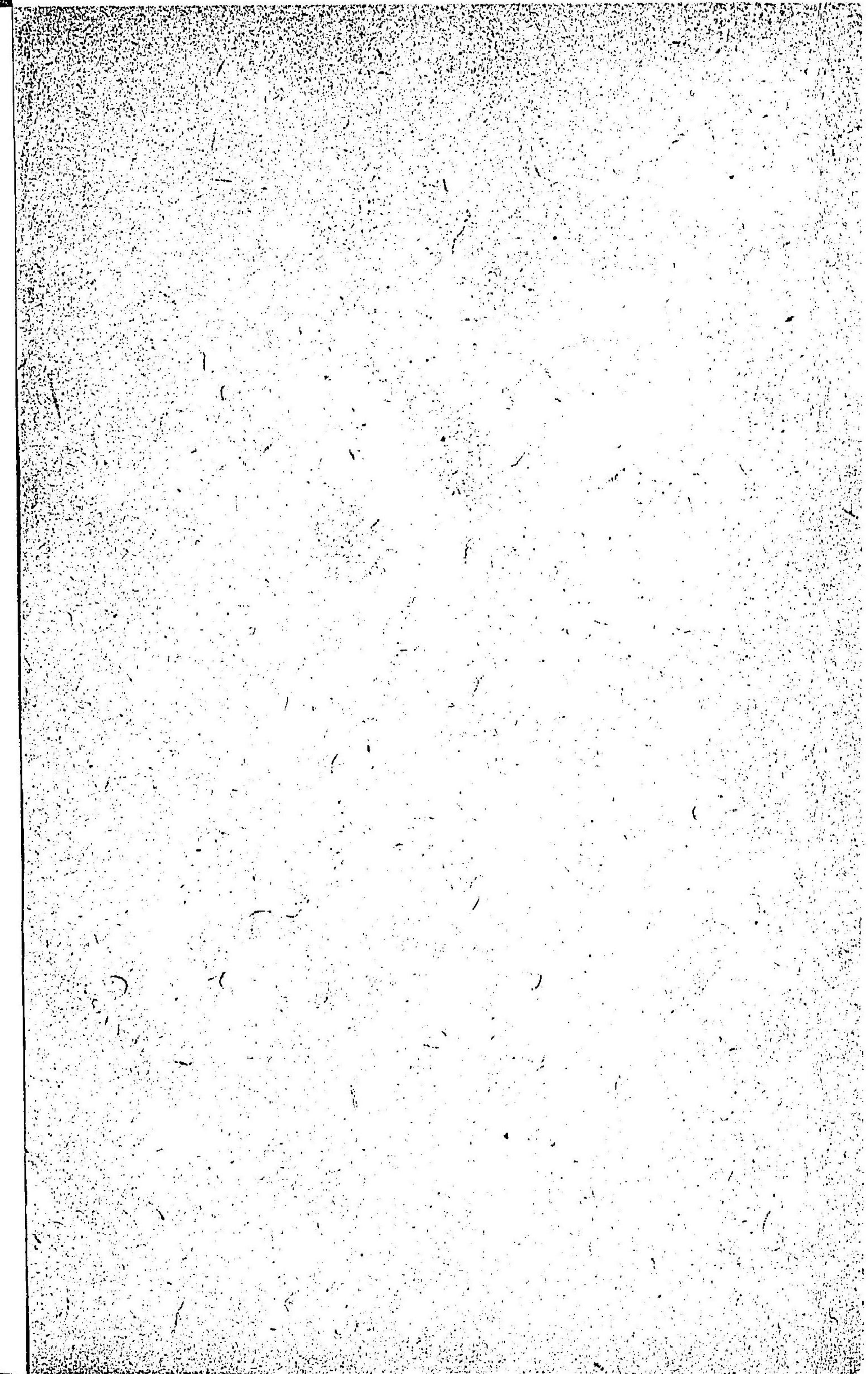
印刷者 秋場熊太郎

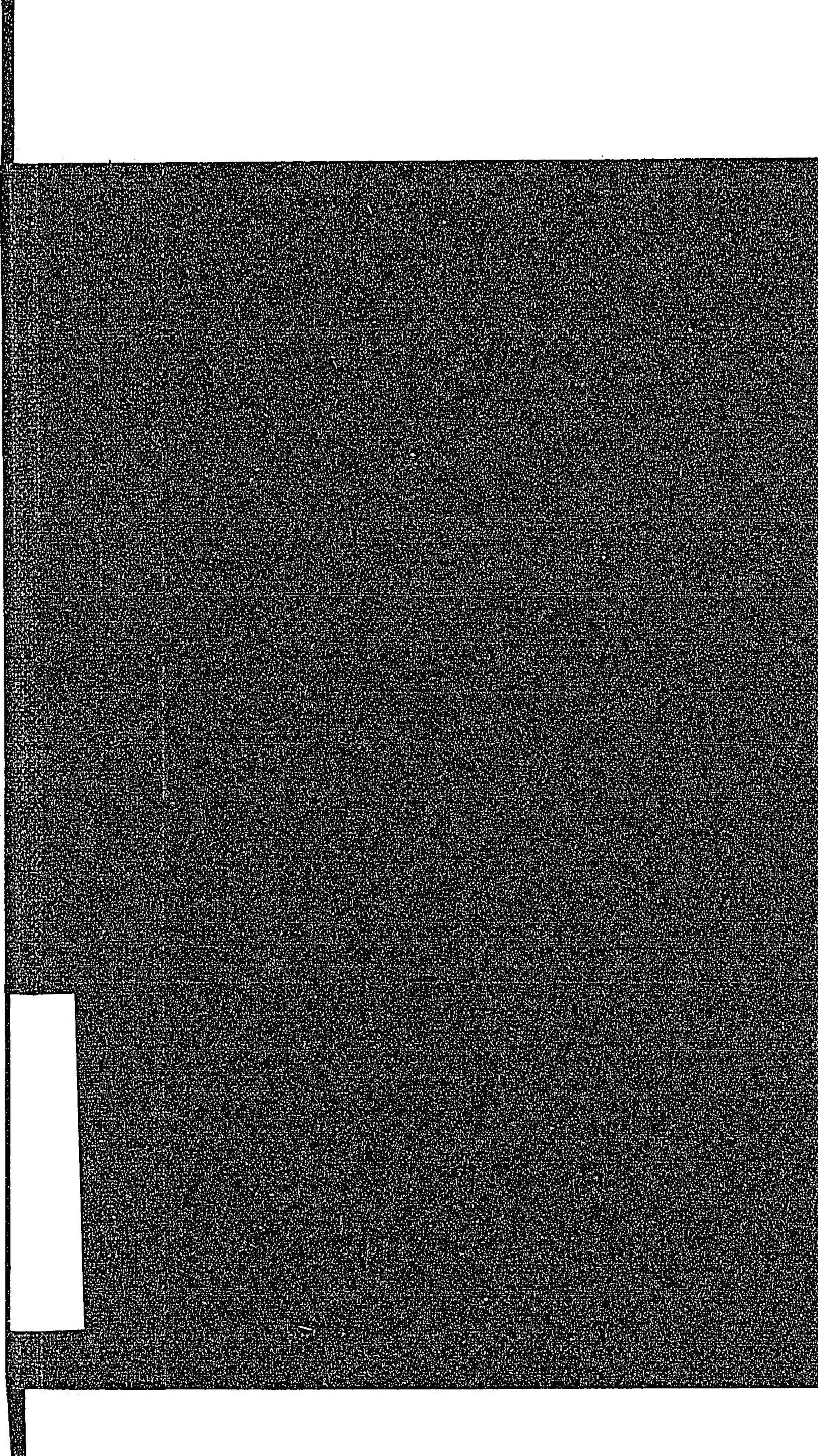
發行所 和田文寶堂

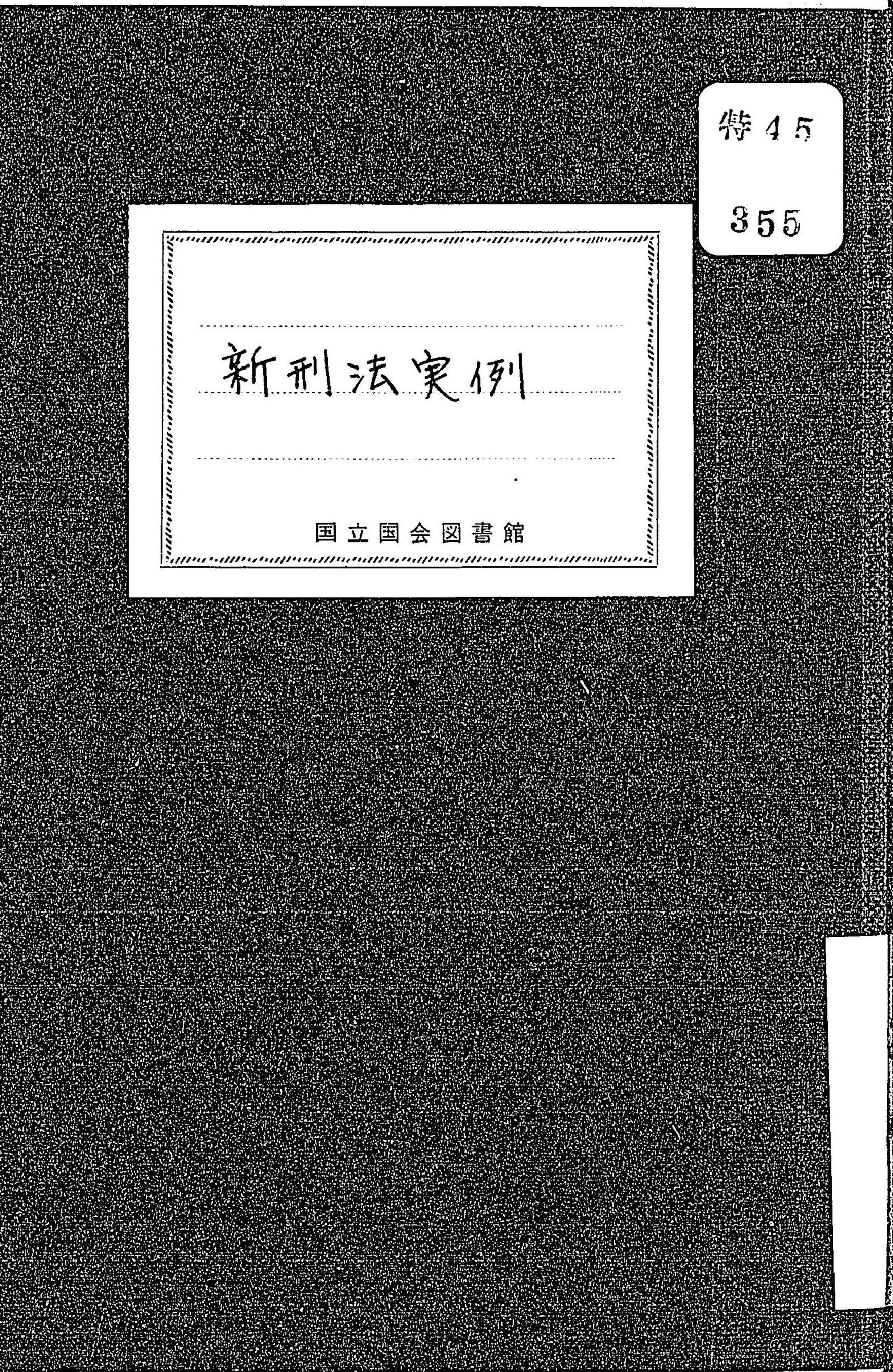


不許
複製

257
686







特45

355

036039-000-9

特45-355

新刑法実例

大日本法律研究会／編

M41

B B P - 0 6 6 7

